高梁市立玉川小学校　いじめ防止基本方針

平成29年　策定

いじめに関する現状と課題

本校でも，重大ないじめとまではいえないが，他者への言葉での攻撃や，人間関係のもつれからくるトラブルにより心身が傷つく児童が生じる事案は見られる。
特に，様々なストレスから感情をコントロールできずに，いじめにつながる行為に走る傾向が見られる。事案は多様化し，大人から見えにくくなっている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

(1)いじめは全ての児童に起こりうる問題であるとの立場に立ち，学校の全教育活動を通じて，「いじめは決して許されない，人権を侵害する行為である。」ことを認識させるとともに，豊かな情操や道徳心，自他の人格を尊重する心等を育て、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
(2)いじめの対策には早期発見が重要であり，定期的なアンケート調査や教育相談などにより，いじめの実態把握に努め，いじめを相談しやすい環境を整えるとともに，保護者や家庭，地域と連携して，周囲の大人が児童を見守り育てる意識を醸成する。
(3)いじめが確認された場合、直ちにいじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが重要である。そのために、いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員の理解を深めるとともに、組織的な対応ができるように校内体制を整備する。
(4)いじめ問題について、平素から教育委員会や関係機関(児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等)との情報共有に努め、いじめ対策について適切な連携が図れる体制を構築する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
①PTA総会・保護者会の場や学校・学年だより等を活用し、いじめ問題に対する学校の基本方針を周知，共有した上で保護者の責務、家庭教育の大切さ等を再確認し、保護者や地域の理解を得る。

②PTAや学校評議員会、生徒指導連絡会、学校・園、地域の関係団体とともに、いじめ問題について研修し認識を深めるとともに、児童の健全な成長を支援する地域ぐるみの取組を、地域連携担当教員を中心に推進する。また，地域の児童生徒を地域で見守り，情報を共有することを依頼し，窓口となる。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
○委員会の役割
①いじめ防止の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証等の中核としての役割
②いじめの相談・通報の窓口としての役割
＜対策委員会の開催時期＞
②開催時期は、年3回の定期会議と緊急の臨時会議
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
校長・教頭・教務・生徒指導を中心に実施

＜構成メンバー＞
・校外
学校評議委員・関係機関
・校内
校長、教頭、担任　生徒指導主事　SC　SSW

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
教育委員会・相談機関等関係機関・警察・校医
＜連携の内容＞
①日頃から、いじめに関わる問題について教育委員会や警察、相談機関等の関係機関への相談を行い情報共有に努め、ケース会議等を開催し互いの顔が見える連携を図る。SSW，SCとの定期的な情報交換を行う。

②暴力や恐喝等の犯罪行為にあたる重大ないじめ事案については、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、必ず市教委，警察と連携して対処する。

＜学校側の窓口＞
校長・教頭・教務・生徒指導・養護教諭

学校が実施する取組

① いじめの防止	①「いじめ防止対策委員会」の設置と生徒指導や教育相談等に関わる校内指導体制の確立 ②思いやりや生命尊重、人権尊重等の意識を育成するための道徳教育や人権教育の充実 ③「人権月間」での人権標語づくりや人権集会等の児童会活動の取組 ④豊かな人間関係づくりのための体験活動や学校行事、地域活動等の充実 ⑤情報モラル教育やSNS等によるネットいじめの対処法についての学習の推進 ⑥共感的理解にもとずく伝え合い学び合う授業の推進 ⑦教職員のいじめ認知能力や対応能力の向上と学級経営力の向上を図るための研修の充実 ⑧研修や協議を通しての家庭や地域関係団体との連携強化 ⑨保護者会や学校・学年だより等による学校のいじめ問題対策についての方針等の周知 ⑩「いじめ防止対策委員会」の取組についての点検・評価と改善
② 早期発見	①教職員による日常の声かけや観察、家庭や地域との情報の共有による児童の状況把握 ②定期的な教育相談、「ハイパーQU等の調査の実施による情報収集と実態把握 ③教職員間の情報交換やケース会議等による情報の共有と教職員連携 ④定期的な教育相談や養護教諭やSSW、SC等を活用した校内の教育相談体制の充実 ⑤保護者や学校評議員、生徒指導連絡協議会、学校・園、地域の関係機関等からのいじめの情報収集と情報提供の依頼 ⑥校外の相談機関（SSW、児童相談所、県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等）、相談窓口等についての児童や保護者に対する周知や広報 ⑦「ネットパトロール事業」や実態調査等による、児童のSNSを含むネット利用実態の把握と指導
③ いじめへの対処	①真摯な傾聴、関係児童の安全確保、正確かつ迅速な事実関係の把握等のいじめへの初期対応 ②「いじめ防止対策委員会」を中心とした、教職員間の情報共有と組織的な対応 ③教育委員会や警察等の関係機関への相談と連携 ④いじめられた児童への心のケアや居場所の確保等の支援と、その保護者への情報共有と支援 ⑤いじめた児童への指導とその保護者への助言 ⑥関係児童からの聞き取り調査や児童全体へのアンケート調査による、いじめの事実調査 ⑦周りの他の児童への指導と働きかけ ⑧いじめ解消後の継続的な指導と事例検証による再発防止の取組 ⑨ネット上の不適切な書き込み等への対処 ⑩肖像権について保護者も含め日常的に指導する